

大野城市市民農園利用条件

(農作業の実施等)

第1条 利用者は、農作業の実施に関し、以下の指示に従うこと。また、市から別途指示があったときは、これに従わなければならない。

- ①水道施設がないため、農作業に必要な水は各自で準備すること。
- ②駐車場がないため、自家用車で来園しないこと。
- ③市民農園内の砂利敷き部分は「荷捌き場」であるため、肥料の搬入や収穫物の搬出などを行う場合のみ利用すること。
- ④雑草、残作物等、農園内で発生したごみは利用区画以外のあぜ・空き区画等に放置せず、必ず各自で持ち帰って処分すること。
- ⑤利用者は、自己の責任において利用区画を管理し、近隣の住宅や事業所及び他の区画の利用者等に迷惑がかからないよう使用すること。
- ⑥農作物の作付けにあたり、区画間の通路を十分に確保すること。また、設置している杭がある場合は、勝手に移動させないこと。
- ⑦倉庫のある貸出用農具は、数に限りがあるため、協力し合い大切に使うこと。農具が破損・紛失しているときは、すみやかに市に連絡すること。
- ⑧市民農園内で火気を使用しないこと。
- ⑨市民農園の利用を終了するときは、利用区画内の雑草等を含む全ての農作物等を撤去し、区画内を平らに整地した状態で返却すること。また、使用した資材等は全て持ち帰ること。

(農作物の帰属)

第2条 利用区画において収穫した農作物は利用者に帰属するものとする。ただし、利用者が市の指示に従わなかったときは、この限りでない。

(第三者利用の禁止)

第3条 利用者は、対象農地において第三者に農作業をさせてはならない。ただし、利用者がその家族と共同で行う農作業を除く。

(目的外利用の禁止)

第4条 利用者は、農園内に工作物等を設置するなど、農作業以外の目的で市民農園を利用することはできない。また、出荷又は事業目的で農園を利用することはできない。

(農薬・肥料の使用)

第5条 利用者は、農薬を使用する場合は周辺農地への飛散防止に努めること。また、肥料を使用する際、近隣に住宅や事業所があるところでは、臭気の拡散防止に努めること。

(権利)

第6条 利用者は、この利用条件に定めるもののほか、市民農園の利用に関し、地上権、耕作権、その他一切の権利を有しないものとする。

(補償)

第7条 市は、災害、盗難、農薬、病虫害等により利用者が受ける損害に対しては、一切の補償を行わない。また、農園内で事故が発生した場合、土地所有者や市は一切の責任を負わないため、利用者は安全に十分配慮すること。

(利用料の支払)

第8条 利用者は、利用期間にかかる利用料として定められた金額を、定められた期限までに市に支払わなければならない。

(利用の中止)

第9条 次のいずれかに該当するときは、市は利用者に市民農園の利用を中止させることができる。ただし、(5)に該当する場合、市は利用中止する日の90日以前に利用者へ通知するものとする。

- (1) 利用者が利用の中止を申し出たとき。
- (2) 利用者が利用条件に違反したとき。
- (3) 利用者が市外へ転出したとき。
- (4) 天災等の不可抗力により対象農地が損壊し、以後の利用に耐えないと市が認めたとき。
- (5) 農地所有者の事情により市民農園が存続できなくなったとき。

(利用料の不還付)

第10条 上記により市民農園の利用が中止されたときには、利用者が既に納めた利用料は還付しない。ただし、市が相当の理由があると認めたときは、市はその全部又は一部を還付することができる。

(利用期間の更新)

第11条 利用期間満了の際、市、利用者ともに申し出がない限り、利用期間を更に1年間延長するものとし、以降、5カ年度を利用期間の限度として同様の取扱いとする。